

国道 8 号 彦根～東近江（仮称）  
環境影響評価方法書に対する審査会意見（案）

国道 8 号 彦根～東近江（仮称）（以下「本事業」という。）環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

1 全般的事項

- (1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 具体的なルート、道路構造（盛土、切土またはトンネル等の構造をいう。以下同じ。）および工事計画等の決定に当たっては、環境の保全に極力配慮するほか、周辺地域への浸水被害の防止等の自然災害対策、優良農地の保全、森林の機能の保全、漁場環境や水産資源の保全などにも配慮すること。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、今後決定する具体的なルート、道路構造および工事計画等を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行うこと。また、主務省令（※）および「道路環境影響評価の技術手法」に定められた内容に加え、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成 11 年滋賀県告示第 124 号）および「滋賀県版環境影響評価技術ガイド-歴史的遺産分野（文化財・伝承文化）-」等を勘案し、適切に調査、予測および評価を行うこと。
- (4) 環境影響評価の実施に当たっては、周辺の既存道路近傍における騒音・振動および広域的な温室効果ガスの影響の改善効果など、本事業の実施に伴う環境影響の改善効果についても予測および評価を行うことを検討すること。
- (5) 環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の具体的なルート、道路構造および工事計画等の検討の中で、本事業による影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。
- (6) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、1（5）の検討を踏まえて最終的に環境影響評価の項目に選定しなかった環境要素については、その理由を示すこと。また、各環境要素に係る調査地点および予測地点の位置等を具体的に地図上に示すこと。

- (7) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気環境

自動車の走行に係る大気質、騒音・振動の調査地点の選定に当たっては、予測地点との地域特性の対応関係を考慮して行うこと。

予測地点の選定に当たっては、地域を代表する地点のほか、学校、福祉施設および病院等の配慮が必要な施設への影響を適切に予測および評価できる地点を選定すること。なお、住居等（平成10年環境庁告示第64号における「道路に面する地域」の範囲外に位置する住居等も含む）への影響についても、できる限り考慮すること。

### (2) 水環境

対象事業実施区域にはトンネル構造となる部分が存在していることなどから、地下水の水位および水質に本事業が影響を与えるおそれがあると認められる場合には、当該環境要素を環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。

### (3) 動物・植物・生態系

動物および植物については、重要な動植物の種および群落等を対象とするほか、調査の過程等で地域の象徴であるなど住民等の関心が高い動植物の種および群落等が認められた場合はそれらについても対象とし、適切に予想および評価を行うこと。

生態系については、重要な動植物の種および群落等の存在が認められない場合も、多様性、自然性、脆弱性、希少性、特殊性が高いと認められる注目種・群集に関しては、適切に予測および評価を行うこと。

環境保全措置の検討に当たっては、対象事業実施区域が多数の河川や水路、田園地域を横断・通過する地域特性を鑑み、生息地の消失・縮小、生息環境の質的变化、動物の移動経路の分断の回避・低減等のほか、道路への動物の侵入を防ぐ構造の設置等によるロードキルの回避・低減についても検討すること。

### (4) 景観

景観についての予測および評価に当たっては、各市町に適用される景観計画等、対象事業実施区域およびその周辺の景観形成に関する方針を十分踏まえて適切に行うこと。

身近な景観への影響についても重要であることから、高架構造となる箇所等、景観への影響が大きいと判断される箇所については集落等からの対象事業実施区域およびその周辺の見え方等についても予測および評価を行うことを検討すること。

(5)文化財

有形の文化財のほか、無形文化財、無形民俗文化財および地域の祭礼などの伝承文化についても対象とし、適切に調査、予測および評価を行うこと。

※道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省令第10号）

## 国道8号 彦根～東近江(仮称)に対する環境影響評価方法書に対する意見

審査会意見(案)	前回 審査会	市町意見#				滋賀 県 係 所 属
		近江 八幡 市	東近 江市	甲良 町	多賀 町	
国道8号 彦根～東近江(仮称)(以下「本事業」という。)環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。						
1 全般的事項 (1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。						
(2) 具体的なルート、道路構造(盛土、切土またはトンネル等の構造をいう。以下同じ。)および工事計画等の決定に当たっては、環境の保全に極力配慮するほか、周辺地域への浸水被害の防止等の自然災害対策、優良農地の保全、森林の機能の保全、漁場環境や水産資源の保全などにも配慮すること。	1	1		1	1,2	2,3,4, 5,6,9, 11,1 3
(3) 環境影響評価の実施に当たっては、今後決定する具体的なルート、道路構造および工事計画等を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行うこと。また、主務省令(※)および「道路環境影響評価の技術手法」に定められた内容に加え、「滋賀県環境影響評価技術指針」(平成11年滋賀県告示第124号)および「滋賀県版環境影響評価技術ガイド-歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)-」等を勘案し、適切に調査、予測および評価を行うこと。	8					1
(4) 環境影響評価の実施に当たっては、周辺の既存道路近傍における騒音・振動および広域的な温室効果ガスの影響の改善効果など、本事業の実施に伴う環境影響の改善効果についても予測および評価を行うことを検討すること。	2,3,4, 5					7
(5) 環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の具体的なルート、道路構造および工事計画等の検討の中で、本事業による影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。	9,10		1			
(6) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、1(5)の検討を踏まえて最終的に環境影響評価の項目に選定しなかった環境要素については、その理由を示すこと。また、各環境要素に係る調査地点および予測地点の位置等を具体的に地図上に示すこと。						
(7) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。						

審査会意見(案)	前回 審査会	市町意見#				滋賀 県 係 所 属
		近江 八幡 市	東近 江市	甲良 町	多賀 町	
<b>2 個別的事項</b> <b>(1) 大気環境</b> 自動車の走行に係る大気質、騒音・振動の調査地点の選定に当たっては、予測地点との地域特性の対応関係を考慮して行うこと。 予測地点の選定に当たっては、地域を代表する地点のほか、学校、福祉施設および病院等の配慮が必要な施設への影響を適切に予測および評価できる地点を選定すること。なお、住居等(平成10年環境庁告示第64号における「道路に面する地域」の範囲外に位置する住居等も含む)への影響についても、できる限り考慮すること。	6.7			1	1	8
<b>(2) 水環境</b> 対象事業実施区域にはトンネル構造となる部分が存在していることなどから、地下水の水位および水質に本事業が影響を与えるおそれがあると認められる場合には、当該環境要素を環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。	9.10		1			10
<b>(3) 動物・植物・生態系</b> 動物および植物については、重要な動植物の種および群落等を対象とするほか、調査の過程等で地域の象徴であるなど住民等の関心が高い動植物の種および群落等が認められた場合はそれらについても対象とし、適切に予想および評価を行うこと。 生態系については、重要な動植物の種および群落等の存在が認められない場合も、多様性、自然性、脆弱性、希少性、特殊性が高いと認められる注目種・群集に関しては、適切に予測および評価を行うこと。 環境保全措置の検討に当たっては、対象事業実施区域が多数の河川や水路、田園地域を横断・通過する地域特性を鑑み、生息地の消失・縮小、生息環境の質的变化、動物の移動経路の分断の回避・低減等のほか、道路への動物の侵入を防ぐ構造の設置等によるロードキルの回避・低減についても検討すること。	11.1 2		2		3	17.1 8
<b>(4) 景観</b> 景観についての予測および評価に当たっては、各市町に適用される景観計画等、対象事業実施区域およびその周辺の景観形成に関する方針を十分踏まえて適切に行うこと。 身近な景観への影響についても重要であることから、高架構造となる箇所等、景観への影響が大きいと判断される箇所については集落等からの対象事業実施区域およびその周辺の見え方等についても予測および評価を行うことを検討すること。	13		3		4	
<b>(5) 文化財</b> 有形の文化財のほか、無形文化財、無形民俗文化財および地域の祭礼などの伝承文化についても対象とし、適切に調査、予測および評価を行うこと。	14		4		4	1
※道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年建設省令第10号)						

#彦根市、愛荘町、豊郷町については意見なし。